



John Locke の 貧困児童觀

一番ヶ瀬 康子

彼は又、新しい「近代社会」を成立させる為のイデオロギーとして、その代表作

○人間悟性論（一六九〇年 五八才の作）

○統治論（一六九〇年 五八才の作）

○利子引下げと貨幣価値引上げの諸結果についての若干の考察（一六九一年 五九才の作）

○信教自由についての手紙（一六八九年から一六九二年迄 五七才から六〇才迄の作）

等により、「近代自然法思想」「所有権の原理」「政教分離」を主張する一方、名義革命前後に於て、

○人身保護令に對しての示唆（宰相シャフツベリ卿を通じて、一六七九年 四七才）
○出版検閲法の廃止に於ける指導的役割（下院の提案理由書執筆 一六九五年 六三才）
○通商植民局（後の商務省）の委員（一六九六年から一七年迄 六四才から六八才）
等々で、政治的に活動して居る。

本稿は、彼が、通商植民局の委員として活動して居た一六年

今年（一九五四年）からやうやく「五〇年前、即ち一七〇四年に、ジョン・ロック（John Locke）は、一六三二年から七二年間にわたる其の生涯を閉じた。彼の生きて居た七二年間の英國は、政治史で「前期スチュアート王朝（絶対主義的君主制）」→「ピューリタン革命（クロムウェルの独裁的共和政体）」→「後期スチュアート王朝（王政復古）」→「名義革命（近代的立憲君主制の確立）」と云う目まぐるしい変遷を遂げ、経済史上では又「中産的生産者層ヨーマンリを基盤とする近代的産業資本家の発展」が「商業資本家ならびに保守的な地主を圧倒」して、進歩的な地主と結託することにより、「主導権」を掌握するに至る過程」といふ、極めて波乱に満ちた時代であった。

「私はこの世に生をうけるや否や自分が嵐の中にあることを知った。」と云う彼の後年の言葉の如く、「近代社会」を生み出す陣痛期に生まれた彼の人生も亦、変転極まりないものであつた。

九七年の、「救貧法改制に關するプランの一部」より、その「貧困児童觀」を知る事が目的である。

そして

- (1) 近代社会（資本制社会）の成立に対し、「貧困児童」が、如何なる役割をになわせられたかを知り、
- (2) 市民法より社会法へと推移する際の「児童に關する立法の契機」をつかむ前提として「市民法原理」の成立期に於けるその提唱者の一人の「児童觀」を知る「資料」の一つにしたいと考えたのである。

〔註〕 彼の生涯に対する年譜は、「橋論發」三二巻五号（一・四

ツク没二百五十年記念号）一四五頁参照

II

ロツクが通商植民局の委員であつた時、又、それ以後約

世紀を経て一八三四年の改正救貧法になる迄は、一六〇一年に確立された「エリザベス救貧法体系とその原則」が、救貧法の中核をなして居たのである。即ち、貧民の幼児生計は、救貧税によつて援助され、兩親が扶養出来ない児童や孤児は、徒弟に出されるのが原則であつた。

そして、ロツクが委員になる以前、即ち一六九六年より前の「エリザベス救貧法」に加えられた主な改正は、後年、アダム・スミスをして「悪行を少しも起さない人に対し、彼が住みたいと思う教会区から退去させるといふことは、自然的

自由と正義に對する明らかに侵害である」と云わせしめた「定住法」の設定を、チャーチルス一世法律第十二号を以て、一六六二年に行なつた事であつた。^{〔註2〕} 増加した貧民を防止することが出来なかつた為、彼等は国内を流浪して歩き、種々なる悪業を働き弊害を生ずる。そこで、彼等を本来の教区に定住せしむべきである。」と、時の立法者達は考へ、もし他から流浪して来る浮浪の徒があつたならば、彼の到着日から四十日以内に退去を命ずる権能を与えたのが、此の法律であつた。

しかし、この結果、^{〔註3〕} 浮浪者の無益な送還費と訴訟費とによつて、救濟費が増加し、一六五〇年に一八万八八一一磅であったものが、一六九八年には八一万九〇〇〇磅と云う四倍以上ものとなつた反面、多数の貧民が救済されたと云うわけではなかつた。

^{〔註4〕} 一六八八年のグレゴリイ・キングの表は、全国民の約五分の一を占める一〇〇万人以上が、主として教区から出される公的救済の形式で施しを時々受けけていた。救貧税は國中で一年約八〇万磅の額であり、^{〔註5〕} アン時代には一〇〇万磅に達し、院外救助を受ける事を恥と考へる者は滅多にく、またそれは有害な程豊富に与えられたといわれて居る。

又、リチャード・ダニングは、「一六九八年の教区の救恤金は、妻と三人の子供を養わねばならない普通の労働者が、自分自身の為に支出する事が出来る額の三倍もある事が屢々

であり、一度院外救助を受けた者は働く事を永久に拒み、最も強い居酒屋のビール以外は滅多に飲まず、或いは最も上等な小麦粉のパン以外のパンは決して食べない」と声明した。此の声明は、慎重に受取らねばならないが、しかし、若干の納税者や雇主の救貧法に関する不満の性質は、此の様なものであつたと云われて居る。

以上の一様に、定住法による改正の弊害が充分に認知された後、十七世紀末から十八世紀初頭にかけて広汎に拡がつた「作業場政策」が抬頭しその結果、一七二一年の「作業場法」^(#5)が出現するに至つた。

ジョン・ロツクは、此の作業場政策を、初めて実現した一

六九七年のブリストル市における作業場設置の際、

「貧乏人と、生活不能者の為にのみ、救濟費が増加されたのに、怠惰で、丈夫なそして乱暴な乞食によつて、其の救濟費が使われたり、消費されたりしない方がよし。……」と云う前文を持つ特別法制定を、通商植民局委員として、積極的に推進したと云われて居る。

その後、作業場は、ウオチエスター（一七〇三年）プリマウス（一七〇七年）等の諸都市で、それぞれ成功を收め、その後の救貧政策の中心として重要な役割を担うに至つたが、その最初の契機の成立に、ジョン・ロツクは貢献した訳である。そして、一六九八年に八一万九〇〇〇磅であつた救貧法による支出額は、その後の人口増加にも拘わらず、一七五〇年

には、六一万九〇〇〇磅になつたと云われて居る。

(註1) 大内譯「國富論」第一篇、第十三章二節
(註2) ブレンタノー「英國經濟發達史」二の二六六頁

(註3) 小島抄譯「英國社會主義の成立過程」六五頁
野村義太郎著「英國資本主義の成立過程」六五頁
George Coope著「the Poor Law Board of the Law of Settlement and Removal」1851

(註4) 林・ハーマン譯「英國社會史」II - 17頁
(註5) " 17頁

(註6) " 18頁

(註7) " 18頁

(註8) T. W. Foule "The Poor Law" p. 58
(註9) T. W. Foule "The Poor Law" p. 64

III

以上の様な、「救貧法」の変遷の過程に於て、ロツクは、特に児童に關し、どの様な意見を持つて居たのであるか。

一六九七年に提出した「^(#6)救貧法改制に関するプラン」の一部より、捉えてみよう。

彼は、先ず、

「労働者の子供達は、その教区にとりて、大抵、重荷である。彼等の労働は、一二乃至一四才になる迄放任されて居る。」と述べて居る。

そして

「新しい法律（前述の一六九七年の特別法）では、各教区に作業場が設立され三才以上、十四才迄の子供達は、作業学校へ通わせると云う事が規定された。」

と述べ、その効用を、次の三点について、指摘して居る。

A 母親の負担の軽減

——此の手段によつて、母親は、家庭で子供達の世話をしたりする苦勞の大部分がやわらげられ、その結果、働く事にもつと自由になるであろう。

B 教育費の節約

——教区から、「貧民」と云う名称を与えられて居る多くの子供達は、一週間に一度乃至月に一度、父親にお金が与えられて居る。だが、父親は、そのお金、酒屋で自分の為に用いる事が少なくなかつた。その為彼等は、近隣の人達の施しで、助けられて居た。

——私は次の事を確信する。健康な男とその妻は、彼等自身と二人の子供をささえることは、普通の労働で出来うる事である。従つて、三才以上の子供が、作業場へ行けば、三才以下の子供が、二人も一つの家庭内に居る事は滅多にないから、結局、如何なる手当をも、その男と彼の妻へ与えられる必要はなくなるであろう。

——作業場での子供達のかせぎは、全部、それ等の子供を養う事、即ち、パンやお粥を食べさせる事に支払われる。

その事は、教区にとつて、何も支払わせないですむと云う事を、意味するのである。

C 「児童」自身にとつて

——この事は、幼児から働く事にならされ、彼等の生涯をはじめて、又、勤勉にする事に役立つ。
——父親からでは、水とパンしか貰えないが、作業場では、毎日パンが給与されるし、寒い日には、少量の暖かいお粥を与えるであろう。又、部屋も暖められるから、彼等は飢死する危険から逃れ、強健な身体を養う事が出来る。

と述べて居る。

そして、最後に、

「然るに今日では、子供達が十四才迄、教区によつてさせられるのではなく、六〇磅或いは五〇磅が、単に支払われて居るのみなのだ。」

と結んで居る。

此のロツクの考えは、ロツクの教育觀にも表われて居る處の「貧困児童」に対する階級意識に裏うちされて居る事を、見逃してはならぬであろう。即ち、彼はその「統治論」で、「知識」と学問は、一般に有産で有閑な人々の仕事である。

……富者の子弟に対しては、公事についても私事についても「支配する能力」（これについて、彼の教育論の中では具体的に、市民法と歴史の知識、又、ラテン語をよく解し美しい手蹟で又字が書け、有徳で礼儀正しい事を云つて居

ル)を訓練する事が教育の目的であるが『貧者』の子弟に対する訓育は、ただ敬虔にして有能な信徒が、生れる途である事を訓えん。」

と述べて居る。

(註1) Grace Abbot "Child and State" p. 98~p.100
(註2) (Found conveniently in H. R. Fox Bourne "The Life of John Locke" (1876))

(註3) 松浦訳「政治譜」11川圖頁

(註4) ジ・ノ・ロツク「教育に関する考察」一九六頁

IV

しかし、ロツクの持つた様な、「貧困兒童」に対する階級意識、又「労働力」としての意識、更に「教育に於ける差別觀」等々は、当時の重商主義者達が、等しく持つて居たものと考えられる。

彼とほぼ同時代に生き、当時の「批評家」でもあり、又重商主義者でもあつたダニエル・デフォアは、^(註5)貧困の原因を、

1 賛沢
2 奢 慢
3 傲慢

であるとし、
〔年少者や婦人達が、マニュファクチャの外業部としての家内労働に就くことを望んでいたし、児童は、五才を越

えれば自活する事を要求した。」

のであった。

又、やはり、同時代のマンデヴァイルは、「蜂の寓話」の第一版の中に載せた「慈善および慈善学校論」の中で、

〔利用厚生の見地からすれば、労働貧民の知識は、かれらの仕事の範囲に限り、現実の事柄に関しては、その職業に關係するところを出なくなりにしなければならない。羊飼、農夫その他の田夫が、世間のことや、自分の働き、あることは勤めに關係のないことを知れば知る程、快樂と満足とを求めて、その苦勞を忍ぶのに不向となるであろう。……貧乏人の子供らが、読書に過ぎず毎時間は社会の損失である。通学は、就業に比べれば徒食である。……。〕

「奴隸の許されない自由国家における、もつとも確實な國富は、労働貧民の豊富なことである。社会を幸福にし、人民を最低の境遇に安居させるには、かれらの大多数が貧困であると同時に無知である事が必要である。知識は彼等の欲望を拡大増加する。人々の欲するところ少なければ、その必要をみたすことも、それだけ容易である。」

尙、前述の作業場政策は、フランスに於ける重商主義政策の一端として、コルベール時代に尤も顯著に現われ、就中、レス製造の「集中マニュ」孤児、浮浪人「政治犯」層を監禁して、強制労働を行わしめた「教養院マニュファクチャ」

ル」等が、有名である。ロツクは、コルベール時代（一六六五年から一六八三年迄）の一六七五年より一六七八年迄三年間に渡つて、フランスへ旅行し、フランスの諸制度を見学したと云われて居るが、この間、作業場政策についても、何等かのヒントを得て来たのであるまいか。

〔註1〕 Defoe's Pamphlet "Giving Alms no Charity"

〔註2〕 Daniel Defoe "A Plan of the English Commerce" p.68～p.69

〔註3〕 Mandeville "Fable of the Bees" p. 335

V

ロツクの「貧困兒童觀」は、更に、当時の経済状勢の中で理解される必要がある。其れは、初期資本主義時代（本源的蓄積期）の、経済政策の一端として、理解されるべきである。

ロツク及び同時代の人々で、「政治的には絶対王制に反抗

した立憲主義者であり、勇敢な自由主義者であつた人々も、経済的には、重商主義的統制論者であつたし、又、後期の重商主義者のように、一見したところ自由主義者の如くみると、た人々も、それは只、貿易資本の利益を代弁する自由貿易論者にすぎない場合が多かつた。」と云う矛盾は、その経済上の発展段階に呼応するものと思われる。

クロムウェル革命及び、その後の名譽革命は、当時生れつゝある産業資本を、商業資本の排他的独占から解放する事を

促進すると云う役割をになつたが、その後産業資本が、その蓄積を果す為には、十七世紀後半に於て、一つの段階(段階)が必要であつた。即ち抬頭して来た市民階級が、富と地位を、十五、六世紀に於て、徐々に獲得して居たとしても、それを新しい「産業投資」に導く要因、即ち、生産手段、労働力の彈力的で廉価な供給が、なされなければならなかつた。十七世紀の後半に、高賃金の弊害、人口増加の効能、幼い子供を雇用する必要に対し、著しく関心がもたれたのは、新しい事態の要求に、呼応してであつたと思われて居るが、作業場政策に現われた救貧政策は、正に此の要請に対応し、從来迄の産業機構（徒弟制度等）への定着政策から、新しい工業に対する「国有マニファクチャ」政策への転換を、経済政策の一端として行わせしめる為であつたと考えられよう。

ダニエル・デフォーが、コルチエスター及びトーンントン毛織物工業地方で、

「^(註4)町又はその周囲の村々には、五才以上の子供で、もしく

の兩親が構わずに置いたり教えなかつたりすることがなければ、自分のパンを稼ぐことが出来ない様なものは一人も

ことと認め、又、西ライディングの毛織物業の行われている谷間で、

「四才以上の者で、自分の手が自分を養うのに充分でない者は殆ど一人も見出さなかつた。」

と並りて居る事、更に又、一七六八年、ヨークシャーに、アーチャー・ヤングが見出した處の

「ボイントンで、ジョージ・ストリックランド卿は、私に、其の羊毛工場を親切にも禱せて呉れた。非常な称讃に値する立派な事業だ。此の田舎では貧乏人は極めて不完全な農業から生ずるもの以外に職がない。だから婦人及び子供の四分の三は職業がなかつた。此の事が、ジョージ卿をして、一方に各種の織機を一列に並べ、他方に女、子供が糸を紡ぐ広い場所を包容する大きじ建物を造られたのである。此の企業は、當ては百五十人を雇用する程に經營された……。」
と云う事情と、時を同じくするばかりか、基を同じくして居る問題と考えられるのはなからぬか。
何れにしても、一六八八年のグレーリー・キングの統計中、五五〇万の総人口に対して、四五〇万が農業人口であり、工業及び内国商業によるものは五〇万であつたのが、凡そ七五年後の一七六九年に、アーサー・ヤングによると、総人口八五〇万中三〇〇万位を農業に、同じく三〇〇万を工業に歸したと云う事は此の時代の目さましい工業の發展を物語つて居ると云えよう。

らう。

封建社会に於ける身分的従属関係より、個人を解放した市民法は、個人を、自由且つ平等な抽象的人格として把握した。ラードブルフの指摘した通り、近代法に於ける人格者の概念が、まさに「平等」・「自由」の概念であつて、

「そこに於けるあらゆる差別的、及び全体性は無視され、個人の意志が、人間存在の秩序の根源とされた。」

と云う事は、英國に於て、市民法原理を成立せしめたと云われるジョン・ロックの場合の「貧困児童觀」に、一つの例を見出しえたと云えるであらう。

其処に於て、児童は一個人の人とし、更に「労働力」として把握されて居り、それに応じた生存の態度が要求されて居る。そして、それは、當時の経済状勢に呼応した当然の要請であつたとも云ひうるであらうが、更に結果として、その事が反射的に「一人前でなく、又、物の云えない児童」を犠牲とし、資本制社会の確立を促進する契機になつたと云ううるのではなかろうか。

此の事は、児童を児童として対象にした法律、即ち、具体的な存在としての児童に対する「社会法」が、何故、その後の資本制社会から生れたかと云う問題を把握する前提として、考えねばならぬ点であると思ふ。

尙、此の問題は、英國に於けるキリスト教徒、特にピューリタン（ロック自身はピューリタンでなくなるが、父は厳格

なピューリタンで、革命に参加し、ロックに与えた影響大であつたと云われて居る。）の貧困に対する考え方の変遷の中で、例えば、トーマス著の「宗教と資本主義の勃興」等と関連させて考へる事も、意味があると思うが、後の機会に譲ることにする。

（註1）高橋貞三「社会立法の研究」にそれぞれラードフルップの「個人法より社会法」を抄訳

（註2）Richard Henry Tawney "Religion and the Rise of Capitalism"

